第１６２号議案

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成１７年１２月１日

提出者　足立区長　　鈴　木　恒　年

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

記

１　訴えの相手方

[redacted]

２　訴えの要旨

（１）　相手方所有の[redacted]（以下「本件土地」という。）の土地及び本件土地に接する足立区所有の公共溝渠について、その境界を確定する。

３　訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。

（提案理由）

公共溝渠と民有地の境界につき争いがあり、境界確定の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、この案を提出いたします。